○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令第六条第一項及び第七条の規定に基づき、開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する手続等を電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を定める件の一部を改正する件（警察庁一）　二七九
○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正の件（消費者庁九）　二八〇
○内閣府が関係行政機関として所管する消費者庁関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正の件（同一〇）　二八一
○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条の規定に基づき、法務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令の規定に基づく行政手続等を定める件の一部を改正する件（法務二〇〇）　二八三
○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生に関する件（外務二四四）　二八四
○牛肉、豚肉、ホエイのたんぱく質濃縮物、ホエイ粉及びオレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四五）　二八四
○日本国産牛肉のアメリカ合衆国への輸入に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四六）　二八五
○一般の用途に供される指定乳製品等についての日本国のＷＴＯ関税割当ての運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四七）　二八五
○ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四八）　二八六
○米についての日本国のＷＴＯ関税割当ての下で行われる売買同時契約方式の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四九）　二八六
○日本国産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五〇）　二八七
○デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生に関する件（同二五一）　二八七
○デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第十八条の規定に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五二）　二八七
○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件（財務一八一）　二八七
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第二条第一項第二号ハに規定する国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（国税庁一六）　二八八
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者の一部を改正する件（同一七）　二八八
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（同一八）　二八九
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等の一部を改正する件（同一九）　二八九
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（同二〇）　二九〇
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める添付書面等の一部を改正する件（同二一）　二九〇
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件の一部を改正する件（同二二）　二九〇
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第八条第一項に規定する国税庁長官が定める処分通知等の一部を改正する件（同二三）　二九一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（同二四）　二九一
○文部科学省に関係する関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等を定める件の一部を改正する告示（文部科学一〇七）　二九二
○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（同一〇八）　二九三
○厚生労働省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件（厚生労働一九五）　二九三

（以下次のページへ続く）